

エコファーマーネットワーク通信

〈No.26〉



全国エコファーマーネットワーク
会員番号 A0000000

☆5月13日の全国エコファーマーネットワークの幹事会で、27年度の活動方針が決まりました。当面の主な行事は、①10月19日(月)12時から23日(金)13時までの、農水省「消費者の部屋」の特別展示「環境に貢献するエコファーマーの活動」への参画、②11月5日(木)午後から6日(金)午前にかけて千葉県下で行う「エコファーマー全国交流会」の開催です。これら行事内容は、順次ホームページ等で紹介するので、参加・協力等をお願いします。

☆平成11年に持続農業法が制定され、土づくりと化学肥料・化学合成農薬の低減に一体的に取り組むエコファーマー認定制度が発足してから約15年になりますが、近年、エコファーマー認定件数が減少傾向にあります。再認定の際、新たな土づくりや化学肥料・化学合成農薬の低減に寄与する政令指定技術の導入が必要なため、再認定が困難という制約に加え、高齢化による離脱も影響しています。また、背景にはエコ農

産物の価値が十分評価されていないことも指摘されています。

☆このような状況もあり、農林水産省は平成26年12月から27年2月にかけて、「環境保全型農業推進センスアップ戦略研究会～アグロエコロジーな社会をデザインする～」(仮称)を設置し、環境保全型農業の課題と今後の推進方策について検討を行いました。研究会委員は学識経験者でしたが、生産者、流通・販売者、消費者等の現場で環境保全型農業推進に関わっている関係者等との意見交換も行ないました。

☆この研究会の問題意識は、“環境保全型農業の推進による自然循環機能の維持増進を通じて環境保全に貢献する”ことはもとより、“農業の持続的な発展や多面的機能の発揮の促進、地域の活性化を図る”ことにあり、“農政改革や国際的な動向等を踏まえつつ、生産から流通、販売、消費にわたる多様な取組を総合的に展開していく必要がある”としています。

☆このような問題意識は、5年前に全国エコファーマーネットワークを設立した際に目指したものと重なるものがあります。

☆研究会での論議を受けて、5月12日には農林水産省農業環境対策課のホームページで、論点整理の結果が公表されました。そのサブタイトルにもある“アグロエコロジーな社会へ”という産業と環境を密接に絡めた意図を持った論点は、従来の方策とは切り口がかなり異なっており、興味深いものがあります。

☆環境保全型農業の検討の方向性の1つとして、「生産者、実需者、消費者の連携による環境に配慮した農産物の価値の共創や理解増進とともに、環境に配慮した農産物に関するビジネス展開の促進に向けて、生産から流通、販売、消費にわたる多様な視点での取組を推進」などを挙げています。28年度予算要求にも繋がる今後の政策の具体化の検討が注目されます。

(全国エコファーマーネットワーク事務局)